

裁 決 書

審査請求人

住所 ○○

氏名 ○○

審査請求代理人

住所 ○○

氏名 ○○

上記審査請求人が令和8年5月25日付けで提起した、処分庁による令和8年度固定資産税・都市計画税賦課決定処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

審査請求人は、霧島市総務部税務課が令和8年5月1日付けで送付した霧島市令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書における固定資産税賦課決定処分を対象として、同年5月25日付けで、霧島市長に対し、審査請求を行った。

審査請求人の主張の要旨

1 令和8年5月25日付けの審査請求書で主張している内容

審査請求人は、令和8年5月25日付けの文書において、次のとおり主張している。

「5 審査請求の趣旨

課税地積（204.00㎡）のうち現況の一部が存在していないことから調査を求める。

6 審査請求の理由

本件土地の一部存在しない場所は、市道と砂防壁に挟まれた土地であるが、現況が地積図と著しく異なることから代理人立ち会いのもと現地確認を行い、原因を明確にした上で

適切な是正を求める。」

2 令和8年5月27日の電話聞き取りにおいて主張している内容

審査請求人代理人は、令和8年5月27日に総務課が行った請求の趣旨確認のための電話聞き取りにおいて、審査請求人の主張として次のとおり説明している。

受け取った納税通知書中の土地について、記載されている課税地積が現況と異なる。昭和51年に作成された地積測量図には、霧島市所有の市道と国土交通省所有の砂防壁に挟まれた当該土地の一部分の長さが10メートルと記載されているが、現況は10メートルもないはずであり、この数字を元に算出されている課税地積も誤っているはずである。なぜ現況と違うのか、原因を調査したうえで適切な是正をしてほしい。

理 由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に定める審査請求は、行政庁の違法又は不当な処分等に対して行うものであるが、同法第1条第2項の規定により、他の法律に特別の定めがある場合はその定めに従うものとされている。

固定資産税については、地方税法（昭和25年法律第226号）において、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に関する不服については、固定資産評価審査委員会に対する審査の申出をすべき旨が規定されている。また、同法第432条第3項の規定により、固定資産税の賦課についての審査請求においては、価格（評価額）に関する事項についての不服を、賦課処分の不服理由とすることができないとされている。

本件審査請求において、審査請求人は「令和8年度固定資産税の賦課決定処分」を対象としている。しかしながら、審査請求人が不服とする課税地積に係る事由は、当該土地の価格（評価額）に直接影響を及ぼすものであり、その主張は実質的に価格に関する不服に該当する。

したがって、本件審査請求は、本来地方税法に基づき固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすべき事項についてなされたものといわざるを得ず、行政不服審査法に基づく審査請求の対象外である。

以上のとおり、本件審査請求は、審査請求の対象となり得ない事項についてなされた不適法なものであり、補正することができないことが明らかである。

よって、行政不服審査法第24条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和8年6月22日

審査庁 霧島市長 中重 真一 

(教示欄)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、霧島市を被告として（訴訟において霧島市を代表する者は霧島市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。